○総務省令第二十六号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～86　略］ 87　法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十三条第一項の労災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 七　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費若しくは同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［88～100　略］ 101　法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ ［102～104　略］ 105　法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十　略］ ［削る］ ［106～108　略］ 109　法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ ［削る］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～86　同上］ 87　［同上］ ［一～五　同上］ 六　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十三条第一項の労災就学等援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 七　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学等援護費若しくは同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［88～100　同上］ 101　法別表第一の七十一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　同上］ ［102～104　同上］ 105　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供 ［106～108　同上］ 109　［同上］ ［一～四　同上］ 五　独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供